

医師への質問票・伝言メモ

高次脳機能障害の後遺障害診断書をお願いする際にそのままご利用ください

【このメモの使い方】

このメモを印刷して診察の際に担当医へそのままお渡しください。「口頭で説明するのが難しい」という方はQ1～Q5に記入してから持参するとスムーズです。弁護士にご依頼の場合は提出前に確認を受けてください。

■ 患者・受診情報

患者氏名		生年月日	年 月 日（歳）
事故発生日	年 月 日	初診日	年 月 日
担当医師名	先生	受診日	年 月 日

■ 担当医の先生へ（このままお読みください）

本患者は交通事故による頭部外傷後、日常生活に支障をきたす症状が継続しています。後遺障害等級認定の申請にあたり、「高次脳機能障害」としての後遺障害診断書のご作成をお願い申し上げます。高次脳機能障害の認定には以下の資料が審査において重要とされています。① 後遺障害診断書（症状・日常生活への影響を具体的にご記載ください）② 神経心理学的検査の結果（MMSE・HDS-R・WAIS・TMT等）③ 画像所見（CT・MRI・SPECT）とびまん性軸索損傷の可能性の記載④ リハビリ担当スタッフからの日常生活評価報告
お忙しい中大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 患者・家族が記入する質問票（Q1～Q5）

Q1 事故前と比べて最も変化を感じる症状はどれですか？（複数に○）

（□物忘れ □怒りっぽくなった □仕事のミスが増えた □やる気がない □言葉が出にくい □その他（ ））

Q2 事故後から現在まで最も困っているエピソードを1つ教えてください

（例：「2024年11月から、毎朝飲んでた薬を週3～4回飲み忘れるようになった。指摘しても本人は覚えていない」）

Q3 症状が特にひどくなる条件・場面はありますか？

（例：疲れているとき／複数のことを同時にしなければならぬとき／騒がしい環境のとき）

Q4 仕事・家事・学業への具体的な影響を教えてください

（例：経理の仕事でミスが増え担当変更された／料理の段取りができず簡単なものしか作れない）

Q5 本人は「自分は普通だ」と言っていますか？

（□ はい、普通だと言い張る □ 少しは気づいている □ 自分でも困っていると知っている）

■ 診断書作成時のご確認事項（先生へ）

- 高次脳機能障害の症状として、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害のうち該当するものを具体的にご記載ください
- 「神経系統の障害」として後遺障害の可能性があるかどうか、ご見解をご記載ください
- 症状が「労務・日常生活に支障をきたしている」旨の記載をお願いします
- 神経心理学的検査の実施が可能か、または専門医への紹介が必要かをご検討ください
- 画像で異常がない場合でも、臨床症状から高次脳機能障害の疑いがある旨の記載が可能であればお願いします

■ 診断書記載の参考例（先生へ）

- ✓ 記載例 「事故後より記憶障害・注意障害・遂行機能障害が持続。神経心理学的検査（WAIS-IV）にてワーキングメモリ指数75（境界域）。日常生活において複数作業の同時遂行が困難となり、職場での業務変更を余儀なくされている。高次脳機能障害として後遺障害に該当する可能性がある。」

※本メモは法的・医療的診断を行うものではありません。具体的なご状況は専門の医師・弁護士にご相談ください。